

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

東京都選挙管理委員会委員長 殿

令和8年2月8日執行  
衆議院議員選挙（東京都第 区）  
候補者

記

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額(円)

### 2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
		借入れ期間等	契約金額(円)
自動車の借入れ	令和 年 月 日		
燃料の購入		燃料の供給を受ける 自動車の登録番号又は車両番号	1リットル単価
	令和 年 月 日		
運転手の雇用		雇用期間	
	令和 年 月 日		

備 考 (裏面を参照のこと)

## 備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借り入れ期間等」には、「自動車の借り入れ」にあっては借り入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

---

## (事務処理欄)

本人確認	<input type="checkbox"/> 必要 (本人確認書類: ) <input type="checkbox"/> 不要 (自署又は記名押印のため)	本人確認が必要で、かつ、代理人による届出の場合 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認
------	---	---

## 自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

東京都選挙管理委員会委員長 殿

令和8年2月8日執行

衆議院議員選挙（東京都第 区）

候補者

記

1 契約年月日		令和 年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人にあっては 代表者の氏名	
3 確認申請金額		円
4 燃料の供給を受ける自動車の 登録番号又は車両番号		

区分	購入金額	左のうち確認済み又は 確認申請金額
前回までの累積金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)	円	円
燃料代計 (A)+(B)	円	円
備 考		

(注)

「4 燃料の供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

備 考 (裏面を参照のこと)

## 備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から東京都選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 4 公費負担の限度額の算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送業者との契約」が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。
- 5 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(事務処理欄)

本人確認	<input type="checkbox"/> 必要 (本人確認書類 : <input type="checkbox"/> 不要 (自署又は捺印のため)	)	本人確認が必要で、かつ、代理人による届出の場合 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認
------	--	---	---

# 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年2月8日執行

## 衆議院議員選挙（東京都第

## 候補者

記

(注)

- （注）

  - ・「燃料の供給を受けた自動車の登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
  - ・この証明書には、裏面記載の給油伝票の写しを添付してください。

佛者（玄天之父母也）

備考 (裏面を参照のこと)

## 備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（日付、自動車登録番号又は車両番号、供給量及び金額が記載された書面。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が東京都に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、東京都に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。